

江戸時代の長崎、ちよつと気になる話

出島とその周辺

本馬 貞夫

一 唐人番史料にみる出島の警備

唐人番は、文字どおり唐人屋敷の警備を担当する長崎地役人です。他に、番方といわれる治安担当地役人に、船番、遠見番、町使、散使等があつて、船番・遠見番は主として海上警備、町使・散使は陸(おか)の警備を担当します。また探番なる身体検査をするおもしろい地役人が唐人番の配下にいますが、これは後段に登場します。

ところで、出島番という地役人は普通「長崎諸役人帳」等には出てきません。出島の警備はどうなっていたのでしょうか。「唐人屋敷勤方書留」(文化年間)という唐人番の勤務マニュアルを記した史料をみると、出島表門の番所に詰める当番として、唐人番一人、船番一人、町年寄家来一人、筆者一人、探番一人、火の用心番一人が昼夜交代で勤務しています。この史料によって少なくとも一九世紀初めころは、唐人番をはじめとする番方が出島番の役割を担っていたことがわかりますが、ここに唐人屋敷にはない、町年寄家来が入っているのは何故でしょうか。

これについては、出島と唐人屋敷の創設経緯の違いによるものと推測しています。周知のとおり出島は、二五人の出島町人とよばれる有力町人の出資で、寛永三年(一六三六)にポルトガル人を收容するために造られた築地です。つまり、長崎の民間資本によって造成・建設されたことから、長崎町人の筆頭である町年寄が出島の警備(管理)に関与したと思われまふ。

実際、出島町人の高木、後藤、高嶋、久松は、後に長崎代官、町年寄になつ



「紅毛人遠見之図」
(長崎歴史文化博物館蔵)

してはいけない。すべて唐方の業務と同様に心得なければならぬ。

まず、「異躰之衣類」を想像してみましよう。当然のことながら何か価値ある物品を隠し持つ必要がありますので、例えば大きな内ポケットがあちこちに付いた上着、二重構造の異様にふくらんだズボン(重いからズボン吊りが付いている)などが考えられますが、読者諸氏も想像してみてください。また、異様な船頭の姿も想像してください。彼らは一人では歩けなかつたかもしれないね。

「別段之上着」着用とは、寒くもないのに何枚もの上着を重ねて着ていることでしょうか。これらは、自分用の日用品として元帳(輸入品帳簿)に載せず、別途自由に有利に取り引きするためでした。

奉行所の通達には、すべて改革は唐方同様に致すべき、とありますから、唐商(船主・船頭)も同じようなことをして、取締の対象となつたのでしょうか。もう一つ気になるのは、けしからん、全部禁止、とは書いてないのです。やむ得ない場合は一二度許す、とありますから、この後「何となく相弛」んでいったことは容易に推測できます。

長崎地役人にとって、唐蘭貿易の継続は、自分たちの生活、長崎の繁栄の基礎になるものだからです。彼らが唐人、オランダ人に厳しく当たるはずがありません。それでも、唐人・オランダ人と親しいという点で、唐通事・オランダ通詞は別格の存在でした。

三 出島とオランダ通詞

唐通事は、唐人が日本に帰化したものだから(朝鮮姓文氏の三浦氏もいるが)、唐商との関係は極めて親密、ときには癒着もあつたでしょう。オランダ通詞の場合も、とりわけオランダ語が他の役人にはほとんどわからないのですから、疑いの対象とされたようです。

奉行所通達では、唐・紅毛通事に番方立合で懐中の物を残らず差し出させ、着用の衣類も検査することになっています。出島・館内(唐人屋敷)へ入るときだけでなく、貿易業務が行われる場所へ行くときも、鼻紙などのほか懐中に入れてはならない、というのです。ただし、厳格に実施されたかは疑問です。

オランダ通詞に関する史料を具体的にみてみましょう。出島の直接の管理者である出島乙名の「勤方書」(出来大工町乙名から出島乙名に転じた若杉喜得郎のものらしい)に、通詞が商館長・船頭と対談するとき、また通詞がオランダ人の部屋へ行って対談するときは出島乙名・組頭の一人が立合うこと、とあります。出島乙名・組頭でオランダ語が理解できる者はほとんどいないはずですし、物品のやり取りを監視していたのでしょうか。

ていますし、また、ご先祖が町年寄薬師寺の手代であつた真野さん(本協会協力委員)は、自分の先祖は出島番をしていた、と言われました。内閣文庫の「長崎地役人分限」(寛政三年)には、代官・町年寄の項に「真野甚助」ほか5名が「出島番」として記されています。これら6名は町年寄手代の兼務だったのでしよう。一方、元禄二年(一六八九)に完成した唐人屋敷は、民間が一部出資したものの長崎奉行所主導の造営でした。ちよつと回り道しましたが、出島と番方(唐人番)には密接な関係があつたのです。長崎貿易は、大きく「唐方」(中国)と「紅毛方」(オランダ)の二つに分けられ、どちらにも番方が、貿易業務の監督、密貿易監視に当たっていました。

さて、「唐人番日記」(安永四年(一七七五)に、唐方・紅毛方業務が近年「何となく相弛」んでおり、これまでの仕来りにとられず嚴重に改めよ、という奉行所からの通達が記されています。そこに興味深い事柄が目につきましたので、ご紹介しましょう。

二 「異躰之衣類」を着たオランダ船の船頭

奉行所通達の標記関係部分を現代文になおすと、概略次のような内容です。

オランダ船の荷揚げの節(船につき八日間)、カピタン(商館長)と船頭(船長)の場合は、これまで自由に本船と出島を往復し、不法な物品を隠し持っているかどうかの身体検査もしてこなかつた。とくに、船頭については異様な服を着用していても、その服の中を探し改めることもなかつたが、これからはそうした「異躰之衣類」の着用は禁止する。

また、カピタン・船頭が度々出島と本船との間を往復していたのを止めさせ、もしどうしてもという用事があつて、前日に理由を申し立て願うならば、一二度は乗船を許可してもよい。そうした乗船・上陸の際は、(出島水門脇)の検使場において身体を探り改めることは勿論、もし不法にも「別段之上着」など着用しているならば、これを脱がせて改めねばならない。この件は新規のことであるから、探番どもは特に注意を払い、おろそかに

また若杉喜得郎は、本役になる前の出島乙名助のとき、奉行所に「御内密申上候書付」(文政八年(一八二五)を提出して、オランダ人と通詞の疑わしい関係を内々に告発しています。出島勤務の当事者同士ですが、あまり仲はよくなかつたのかもしれない。(県長崎学アドバイザー)

風信

○長崎観光として大いに期待していた「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録申請の結果については大いに残念であつたが、次回は長崎の新国際観光地として「世界新三大夜景」として香港・モナコと共に認定された四季の長崎夜景を大いに喧伝しなければならぬと考えている。

○その長崎の夜景については私は次の三景を考えてみた。第一は勿論・稲佐山。第二は二十六聖人に因んだ聖山の夜景。第三は龍馬が眺めた長崎の夜景(風頭・亀山方面)とした。

○今年の中秋の名月(九月十九日夜)は実に素晴しかつた。特に長崎の名月は蜀山人の句によって全国的に有名で、人々は良く其の名月を訪ねてこられるし諏訪神社境内には其の句碑もある。

○其の中秋の名月というのは旧暦八月十五日の月であり、旧八月の事を昔の人は「神無月」といつた。その訳は旧八月には全国の神々が出雲に集合されたからであると言ふ。(其の故に出雲では旧八月を神在月と言つた)

○其の出雲に行かれた神々は、旧九月には各地に帰つてこられるので九月の良き日(重陽の日―九月)を選び、土地の人達は御帰りを迎えし御祝い申し上げたのが「おくんち」の始めであると言ふ人もいる。

○長崎の「くんち」も明治前までは旧暦の九月九日であつたが、明治以降は新暦となつたので十月九日を中心に七日を前夜祭(お下り)となつている。

○今年のおくんちは本協会のある桶屋町が七年に一度まわつてくる踊奉納町となつたので、町内役員の方々より協力の依頼があり、本会では餅田健理事・事務局の人達を中心に会員十数名協力させて戴いた。参加者一同、「大いに感激も致しましたが又、大変つかれました。」との報告でした。

○十月十四・十五日は伊良林若宮神社で国指定無形民俗文化財「竹ん芸」の奉納あり見学に行かれるとよい。

○十一月には之も恒例となつた、三日(文化の日)は市立図書館 館主催「長崎の文化を語る会」(無料)、次の四日は長崎コンベンション協会主催の「長崎の史跡を訪ねて」(有料)の講師として私に依頼あり。参加希望者はお申し込み下さいとの事。

長崎歴史文化協会 研究室

TEL 八二二一 一五四〇

十八銀行公会堂前出張所 二F

